

自動けいぞく(累積)投資約款

B N Yメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド.....	2
SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド自動けいぞく投資約款.....	5
ザ・2020 ビジョン	8
サイバーセキュリティ株式オープン自動けいぞく投資約款	1 1
スパークス・新・国際優良日本株ファンド（愛称：厳選投資）	1 4
ニッセイSDG s グローバルセレクトファンド	1 7
ニッセイSDG s ジャパンセレクトファンド（資産成長型）自動けいぞく投資約款.....	2 0
ラサール・グローバルREITファンド（毎月決算型）	2 3
ワールド・ビューティー・オープン自動けいぞく投資約款	2 6
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド自動けいぞく投資約款.....	2 9
新光US-REITオープン（愛称：ゼウス）	3 2
日本株主還元株ファンド・ヘッジ型自動けいぞく投資約款	3 5

BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド 自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社の発行する「BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込むものいたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものいたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものいたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、

原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(2019年4月)

SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の発行する「SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
4. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

3. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
4. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
5. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。な

お、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

3. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額といたします。
4. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

4. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
5. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

2. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

6. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019年3月)

ザ・2020 ビジョン 自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんT T証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、コモンズ投信株式会社の発行する「ザ・2020ビジョン」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
6. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

5. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
6. 前項の買付価額は、買付申込受付日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
7. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。な

お、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

5. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の基準価額といたします。
6. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

7. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
8. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

3. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
9. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019年4月)

サイバーセキュリティ株式オープン自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんT T証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、三菱UFJ国際投信株式会社の発行する「サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジあり）/（為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
8. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

7. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
8. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
9. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。な

お、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

7. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額といたします。
8. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

10. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
11. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

4. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
12. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019年4月)

スパークス・新・国際優良日本株ファンド（愛称：厳選投資）

自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下、「申込者」といいます。）と、とちぎんＴＴ証券株式会社（以下、「当社」といいます。）とのあいだの、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の発行する「スパークス・新・国際優良日本株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下、「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込むものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。

なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返還）

9. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額といたします。
10. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社がこの契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還をいたします。

第8条（申込事項等の変更）

13. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
14. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付けまたは投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以上

(2019 年 4 月)

ニッセイSDGs グローバルセレクトファンド
(資産成長型・為替ヘッジあり) / (資産成長型・為替ヘッジなし) 自動けいぞく投資約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんTT証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、ニッセイアセットマネジメント株式会社の発行する「ニッセイSDGs グローバルセレクトファンド（資産成長型・為替ヘッジあり） / （資産成長型・為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条 (申込コースおよび申込方法)

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条 (金銭の払込み)

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条 (買付時期・価額)

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(2019年4月)

ニッセイSDGs ジャパンセレクトファンド（資産成長型）自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんTT証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、ニッセイアセットマネジメント株式会社の発行する「ニッセイSDGs ジャパンセレクトファンド（資産成長型）」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の基準価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっ

ても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
- (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
- (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019 年 4 月)

ラサール・グローバルREITファンド（毎月決算型）

自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんT T証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、日興アセットマネジメント株式会社の発行する「ラサール・グローバルREITファンド（毎月決算型）」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
10. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

9. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
10. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
11. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

- 1 1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額といたします。
- 1 2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

- 1 5. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- 1 6. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書

類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

5. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
17. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019年4月)

ワールド・ビューティー・オープン自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の発行する「ワールド・ビューティー・オープン（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。な

お、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(2019年4月)

次世代通信関連 世界株式戦略ファンド自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんＴＴ証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社の発行する「次世代通信関連 世界株式戦略ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。な

お、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(2019年4月)

新光U S-R E I Tオープン（愛称：ゼウス）
自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんT T証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、アセットマネジメントOne株式会社の発行する「新光U S-R E I Tオープン」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
- 1 2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

- 1 1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
- 1 2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
- 1 3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

13. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額といたします。
14. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

18. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
19. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書

類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

6. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
20. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(2019年4月)

日本株主還元株ファンド・ヘッジ型自動けいぞく投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんT T証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の発行する「日本株主還元株ファンド・ヘッジ型」（以下、「当ファンド」といいます。）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って当ファンドの自動けいぞく投資契約（以下、「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みのものといたします。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の当ファンドの自動けいぞく投資口座（以下、「口座」といいます。）を設定いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、当ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき1万円以上1円単位の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付申込受付日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
 - (5) 第9条第3項に定めるこの約款の改訂に申込者が同意されないとき。
 - (6) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (7) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力と認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (8) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約に係属しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権を換金の上、その代金を返還いたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、または投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以　上
(平成 31 年 4 月)